

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年9月30日

香川県監査委員 白鳥 一雄
同 武田 宏之
同 鏡原 慎一郎
同 城本 宏

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和6年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 収入について （ア）電子ブック化業務委託について、契約の履行遅滞に対する手続が適切になされていなかった。（義務教育課（教育情報化推進室））	ア 収入について （ア）履行遅滞の経緯及び遅延損害金が発生しないことを確認した。 今後は、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）、出納事務の手引などを十分確認し、適切な執行に努める。
	（イ）特定品目の「生產品（収穫物（処分）伝票（兼）生產品（収穫物）出納簿」について、出納員及び取扱者の押印がなかった。（農業経営高等学校）	（イ）記載事実に誤りがないことを確認の上、押印した。今後は、各担当が押印を確実に行うことを徹底する。
	（ウ）現金領収書について、前もって出納員の印を押印していたものがあつた。また、不用分が斜線等で無効処理されていなかった。（埋蔵文化財センター）	（ウ）現金領収書について、現金を収納した出納員が、収納の都度、押印するよう徹底する。また、不用分は斜線等で無効処理するよう徹底し、今後は適正な事務処理に努める。
	イ 支出について （ア）農業実習用品の購入について、見積書及び請求書の金額の算定に誤りがあり、支払額が過大になっているものが1件あつた。（笠田高等学校）	イ 支出について （ア）過大に支払った金額について、直ちに返納通知書を発行し、債権者より返納された。今後は、会計書類の確認を徹底し、再発防止に努める。
	ウ 契約について （ア）産業廃棄物処理業務委託について、誤った委託期間で契約していた。また、予定価格調書を見積	ウ 契約について （ア）委託期間を訂正した契約書を再度作成した。今後は予定価格調書の作成時期も含め、適正な執行

	依頼後に作成していた。（琴平高等学校） （イ） 予定価格調書が封かんされていなかった。（視覚支援学校） （ウ） 昨年度口頭指導をしたにもかかわらず、物品の賃貸借契約について、納入時検査の記載がないものが散見された。（埋蔵文化財センター） （エ） 委託業務について、完了報告書の不備や監督調書の未作成など履行確認が不十分なものがあった。（新県立体育館整備推進課） エ 物品・財産について （ア） 毒劇物管理簿について、使用実績の記載漏れがあった。（観音寺第一高等学校） （イ） 備品パソコンについて、不用品として廃棄処分登録をしたにもかかわらず、現物の廃棄を確認していなかった。（生涯学習・文化財課（全国高校総合文化祭推進室）） （ウ） 行政財産使用許可書について、使用料の金額を誤って交付していた。（埋蔵文化財センター）	に努める。 （イ） 今後は、香川県会計規則、出納事務の手引、契約事務マニュアルなどを十分に確認し、適切な執行に努める。 （ウ） 物品の賃貸借契約について、納入時検査の記載を行うよう、関係職員に周知徹底する。 （エ） 完了報告書の確認及び監督調書の作成について職員に十分周知し、今後は、厳正な履行確認を徹底する。 エ 物品・財産について （ア） 毒物及び劇物の取扱い・管理規程に則って、使用実績を厳重に管理するよう徹底した。 （イ） 不用品としての廃棄処分登録を行ったものについては、現物の廃棄の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。 （ウ） 行政財産使用許可書について、正しい使用料の金額を記載したものを申請者に直ちに交付し、過払い分は返金した。今後は、使用料の金額を含めた記載内容に関し、複数職員による確認を徹底する。
--	--	--